

① ボランティア参加届の提出

ボランティア活動に参加する場合は必ず事前に学生支援課学生支援係又は教育学部学生・就職支援係窓口に参加届を提出する。

また、活動終了後も必ず窓口連絡する。

② ボランティア保険に必ず加入する。

③ 「ボランティア体験」として単位の認定を受ける場合について

事前にボランティア体験指定科目を取得しておく必要があるが、災害ボランティアの場合は、eラーニング教材「ボランティア活動事前研修（災害用）」を視聴することで代替とする。

学務課教務係又は教育学部教務係に申請 ⇒ 事前審査・許可 ⇒ ボランティア保険加入の確認 ⇒

ボランティア実習 30 時間以上

⇒ 報告（体験実施報告書および体験証明書を提出）

*体験証明書については、実施先等の欄に証明が無い場合も柔軟に対応する。

④ 「ボランティア体験」として単位の認定を希望しない場合でも活動に参加する者は、必ず事前に eラーニング教材「ボランティア活動事前研修（災害用）」を視聴する。

⑤ 授業期のボランティア活動期間（移動期間も含む。）についての配慮

○届け出のあったボランティア活動については、1学期につき2週間を限度として履修上の配慮をします。

○活動によりやむを得ず欠席する授業の取扱いは、可能な限り履修上不利とならないよう配慮します。

○集中講義、教育実習、介護等体験、附属学校参加研究等、学校や各種施設などで行う授業で日程が定められているものの履修上の配慮及び定期試験の配慮は行いません。